ケース&確認書類で学ぶ

相続手続きゼミナール

第3回

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士
八木正宣 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

Study 3 死亡時点の戸籍に子の記載がないケース

相続人である奥様からご主人の相続預金の名義変更を依頼されました。お子さんが1人いるそうですが、提出された死亡時点の戸籍には記載がありません。お子さんの確認はどう行えばよいですか。

今回は、子がいることは分かっているものの、本当に1人だけなのか確認が必要なケースについて見ていきます。

戸籍は、法改正による様式変更や婚姻、本籍地の変更等があった場合に新しく作製されますが、その新しい戸籍には過去の記録のすべてが引き継がれるわけではありません。婚姻等で除籍された子がいた場合、その記録は新しい戸籍には記載されません。つまり、被相続人の現在戸籍（死亡時の戸籍）に子が記載されていないことがあるのです。

このことから、被相続人の子の存在については被相続人の現在戸籍だけでなく、過去にさかのぼって戸籍を確認する必要があります。過去の戸籍には、法改正による様式変更前の戸籍「改製原戸籍」や、死亡・婚姻・離婚・転籍などにより戸籍に記載された人が全員抜けた状態の戸籍「除籍」があります。被相続人の出生から死亡までが連続したこれら戸籍の謄本を提出してもらいましょう。

配偶者は原則として被相続人と同じ戸籍に記載され続けますが、子は婚姻や養子縁組等により被相続人の戸籍から除籍されるため、子の確認には注意が必要です。被相続人に離婚歴があり前妻との間に子がいる場合にはその子にも相続権があります。前妻とともに除籍していることがあるため、見落とさないように気を付けましょう。

サンプル1●近代太郎さんの改製原戸籍

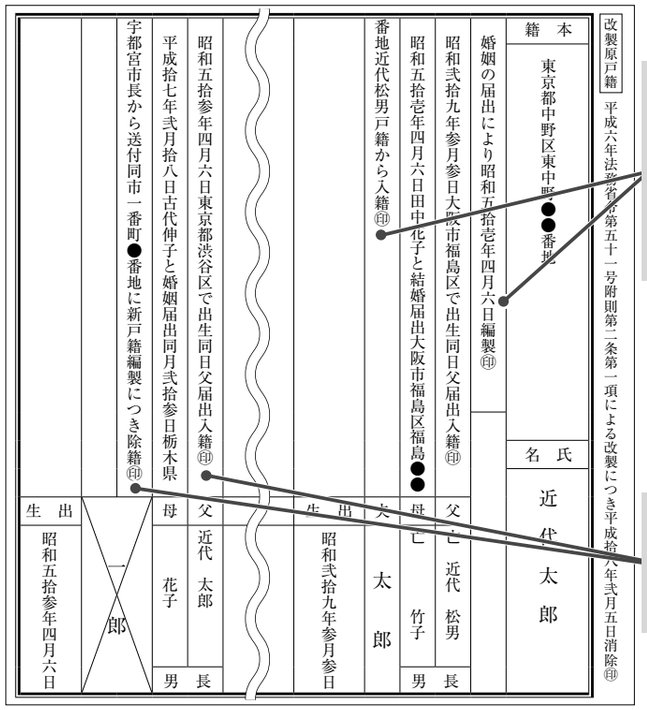

太郎さんと花子さんの婚姻により戸籍が作製されたことを確認。婚姻前については父の松男さんの戸籍の確認が必要

一郎さんが出生により入籍されて、婚姻により除籍されたことを確認

改製時点の在籍者しか新戸籍に引き継がれない

本ケースをみていきましょう。

①死亡時点の戸籍を確認

被相続人である太郎さんの死亡時点の戸籍は、平成18年2月5日に「平成6年法務省令第51号による改製」（コンピュータ化による様式変更）により作製されたものです。

この戸籍で証明できるのは、平成18年2月5日以降の事項であり、配偶者の花子さんの存在のみです。子については記載がありませんが、平成18年2月5日以前に除籍等をされた子の記録が引き継がれていない可能性があります。よって、被相続人の出生まで死亡時点の戸籍から順番にさかのぼって確認する必要があります。

②改製前の戸籍を確認

サンプル1はコンピュータ化前の戸籍（改製原戸籍）です。

これにより、子の一郎さんの存在が確認できます。一郎さんは婚姻により新戸籍が作製されたため除籍されました。改製で新戸籍に引き継がれるのは、改製時点で在籍している人のみです。そのため、一郎さんは新しい戸籍（被相続人の現在戸籍）に記載されなかったのです。

なお、一郎さんの状況については別途、一郎さんの現在戸籍を確認する必要があります。

次に、太郎さんの婚姻前の戸籍を確認することになります。太郎さんの子が花子さんとの間の子だけとは限らないからです。サンプル1は花子さんとの婚姻により作製されたもので、婚姻前については太郎さんの父・近代松男さんの戸籍を確認することになります。

③婚姻前の戸籍を確認

サンプル2は近代松男さんの除籍謄本で、竹子さんとの婚姻により昭和27年6月に作製されたものです。太郎さんは昭和29年3月の出生によりこの戸籍に入籍されました。その後、昭和51年に花子さんと婚姻し新しい戸籍（サンプル1）が作製されたことで除籍されています。

以上のように、太郎さんの戸籍をさかのぼると、一郎さん以外の子の記載は見当たりません。よって、太郎さんの子は一郎さんだけであることが分かります。BB

サンプル2●近代松男さんの除籍謄本

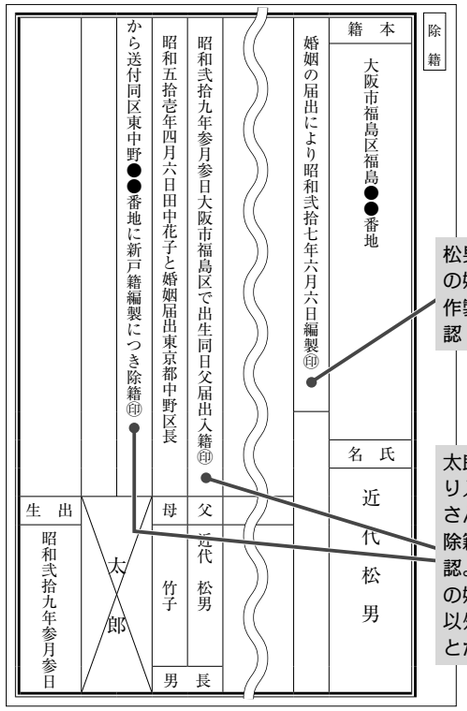

松男さんと竹子さんの婚姻により戸籍が作製されたことを確認

太郎さんは出生により入籍されて、花子さんとの婚姻により除籍されたことを確認。花子さん以外との婚姻歴や一郎さん以外の子はいないことが分かる

POINT

- 現在戸籍より前の記録は、被相続人の改製原戸籍などで確認できる
- 子の存在については戸籍を出生までさかのぼって確認